

役員及び評議員 評議員選任・解任委員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかねの役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

- (1) 1人当たりの報酬額は1回3,000円とし、年間報酬額は20,000円を限度とする。

(旅費交通費)

第4条 旅費交通費は、「役員(理事・監事)及び評議員 評議員選任・解任委員旅費取扱規程」により支給する。

(その他の費用)

第5条 各理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に要した事務費用については実費精算とする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年2月25日より適用する。